

現場分別マニュアル

(案)

目次

1. 現場分別することの意義	1
2. 現場分別の実施方法	3
3. 現場分別を実施する上での留意事項	10

平成 22 年 3 月改訂版

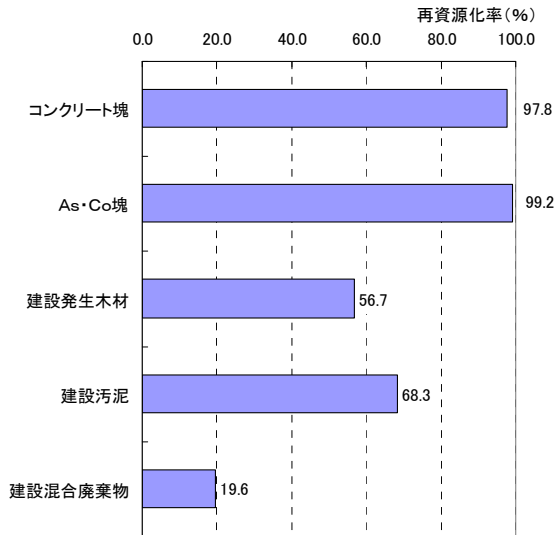
国土交通省近畿地方整備局

1. 現場分別することの意義

【建設混合廃棄物の現場における分別の徹底が不可欠です】

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率に比べ、建設混合廃棄物の再資源化率は低くなっています。

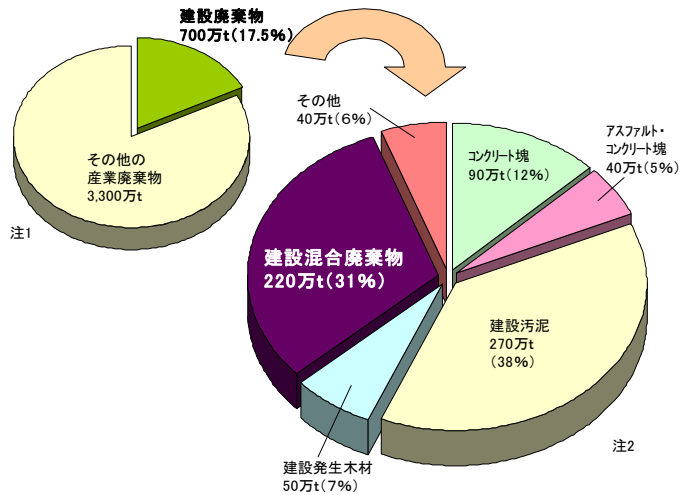
建設混合廃棄物には多種多様な品目が含まれ、その性質上、そのままでは再資源化が困難であり、そのため、最終処分場の残余容量を圧迫しています。



注：平成 14 年度建設副産物実態調査

建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物は縮減を含まない

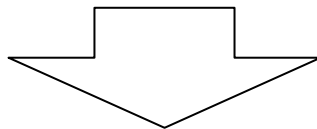
図 1 近畿地域における再資源化率



注 1：環境省調査、平成 14 年度建設副産物実態調査

注 2：国土交通省調査

図 2 最終処分量に占める建設混合廃棄物の処分量(全国値)



【現場分別の徹底による、建設混合廃棄物の最終処分量の削減が重要です】

最終処分場の残余容量が逼迫している現在、建設廃棄物の最終処分量の削減は緊急の課題です。建設混合廃棄物は、そのままでは再資源化が困難なため、最終処分量を削減するためには、現場分別を徹底することによって、排出量を削減することが重要です。

下記の品目が、建設混合廃棄物として搬出される場合があります。それぞれ適切に分別することによって、建設混合廃棄物の排出量は削減され、リサイクルも適切に行われます。

混合廃棄物として扱われている品目例

- ・ブレスト管
- ・塩ビ管
- ・廃プラ
- ・PPロープ
- ・テープ類の芯
- ・木くず
- ・金属くず
- ・紙くず

【現場分別の実施によるメリット（H18 小口巡回共同回収システム試験運用結果）】

◆混合廃棄物の排出量の削減効果

試験運用期間中に発生した分別対象となる廃棄物の総排出量は 66.5m^3 であるのに対し、混合廃棄物の排出量は 24.5m^3 となりました。つまり、建設混合廃棄物の排出量は約 63%削減されました。

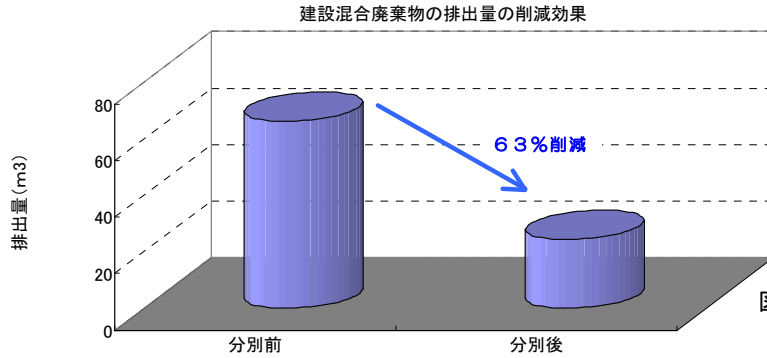


図3 混合廃棄物の削減効果

◆処理費（収集運搬費、処分費）の削減効果

試験運用期間中と試験運用前の処理費（収集運搬費、処分費）を比較した結果、廃棄物の搬出量 1m^3 あたりの処理費は 11.0%削減しました。

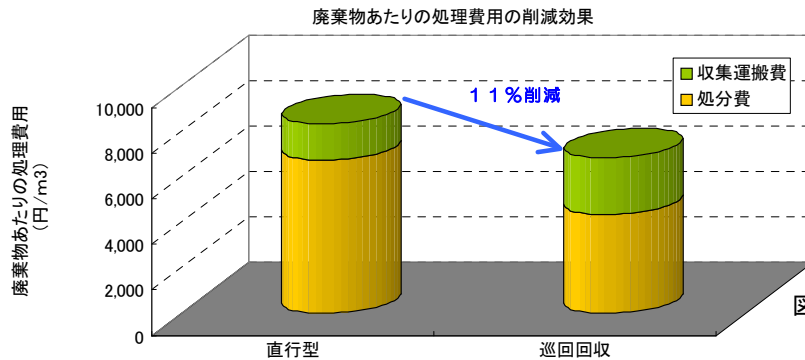


図4 処理比の削減効果

◆収集運搬の効率化によるCO₂排出量の削減効果

巡回回収方式は直行型の回収と比べ、CO₂排出量は 30.0%削減すると推計されました。

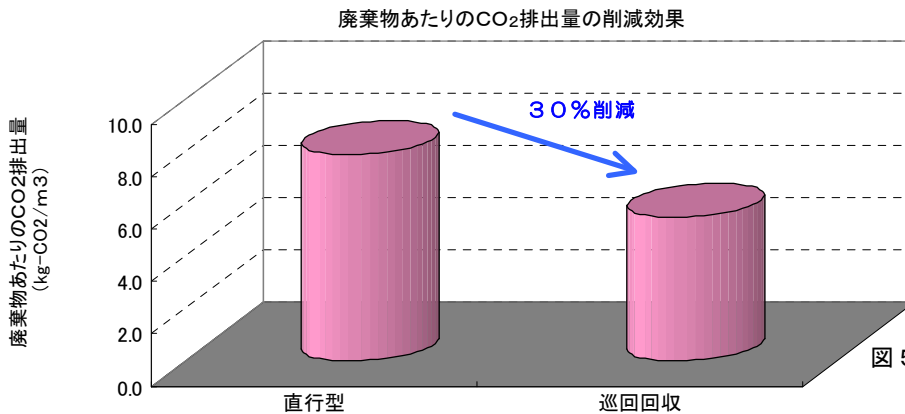


図5 CO₂の削減効果

2. 現場分別の実施方法

(1) 現場分別の実施方法

建設工事現場由来混合廃棄物の発生の減量を図るためには、当該工事の廃棄物の発生状況、現場の状況、周辺の施設状況等に応じて、現場における適切な分別を実施し、再資源化等施設へ搬出することが有効です。

混合廃棄物の分別の具体的な方法は、次のとおりです。ここで言う廃棄物とは、工事施工のために工事現場に搬出した資材・梱包材等が廃棄物となり、混合廃棄物として処分されるもののことです。

なお、建設リサイクル法特定3品目（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）は、建設リサイクル法により、分別、再資源化が義務付けられています。必ず現場にて分別して下さい。

【現場分別の実施方法】

① 現場分別品目の設定

現場分別を実施する品目を設定します。建設工事現場はそれぞれの現場ごとに廃棄物の発生状況や周辺環境等の様々な状況が異なります。それぞれの状況に応じた分別品目の設定が必要です。現場分別品目の設定の具体的な方法は、「(2) 現場分別品目の設定方法」(p. 5)をご参照下さい。

② 現場分別の実施方法の決定

現場の周辺情報等を基に収集運搬業者や再資源化施設等業者（中間処理施設業者、再資源化施設業者、製品化施設業者）と打合せ、廃棄物回収容器、設置場所、分別の徹底方法、廃棄物の回収頻度、回収依頼方法、現場作業員への周知・教育方法等を決めます。

なお、廃棄物の設置容器については、「(3) 現場における分別容器等の設置方法」(p. 7)をご参照下さい。

③ 施工計画への反映

検討した建設副産物の分別方法を踏まえ、施工計画を作成します。

④ 現場分別の実施

実際の現場で分別を行います。工事期間中は、計画通りに建設副産物の分別が実施しているかを確認し、計画通りでない場合には、計画の見直しにより現場の状況に応じた現場分別を実施します。

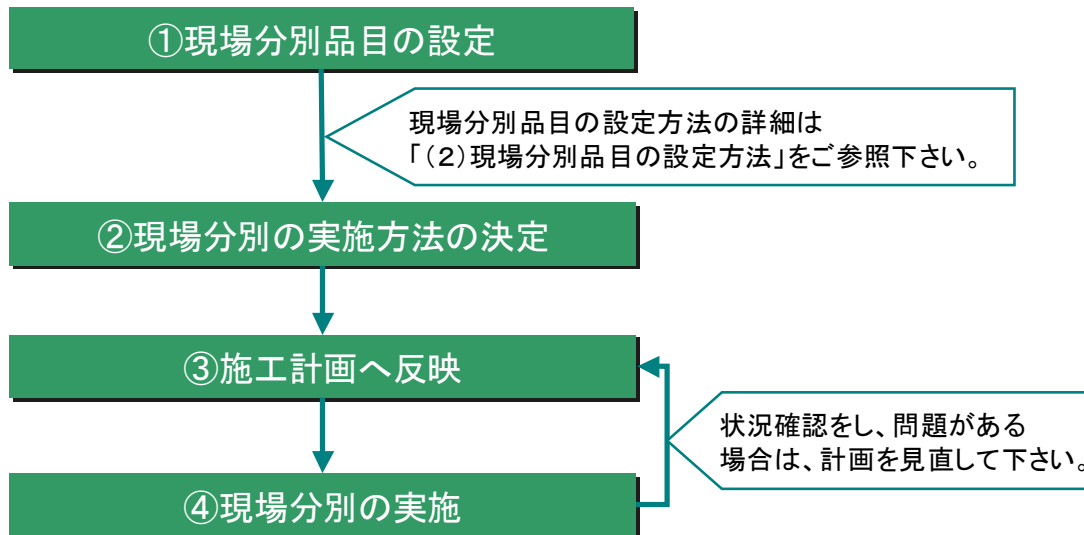


図6 現場分別の実施方法

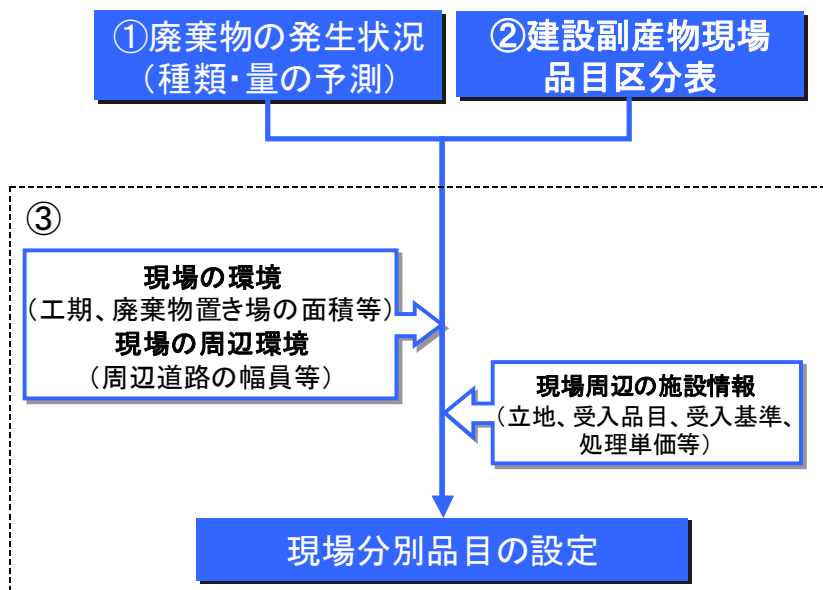


図8 現場分別品目の設定方法

(3) 現場における分別容器等の設置方法

現場での分別を行うため、各品目に応じたカートの設定を行うこととします。なお、設置したカートには、分別シールや写真などを用いて分別する品目名をわかりやすく表示することが有効です。



図9 分別容器の設置イメージ



図10 分別容器への品目の表示イメージ

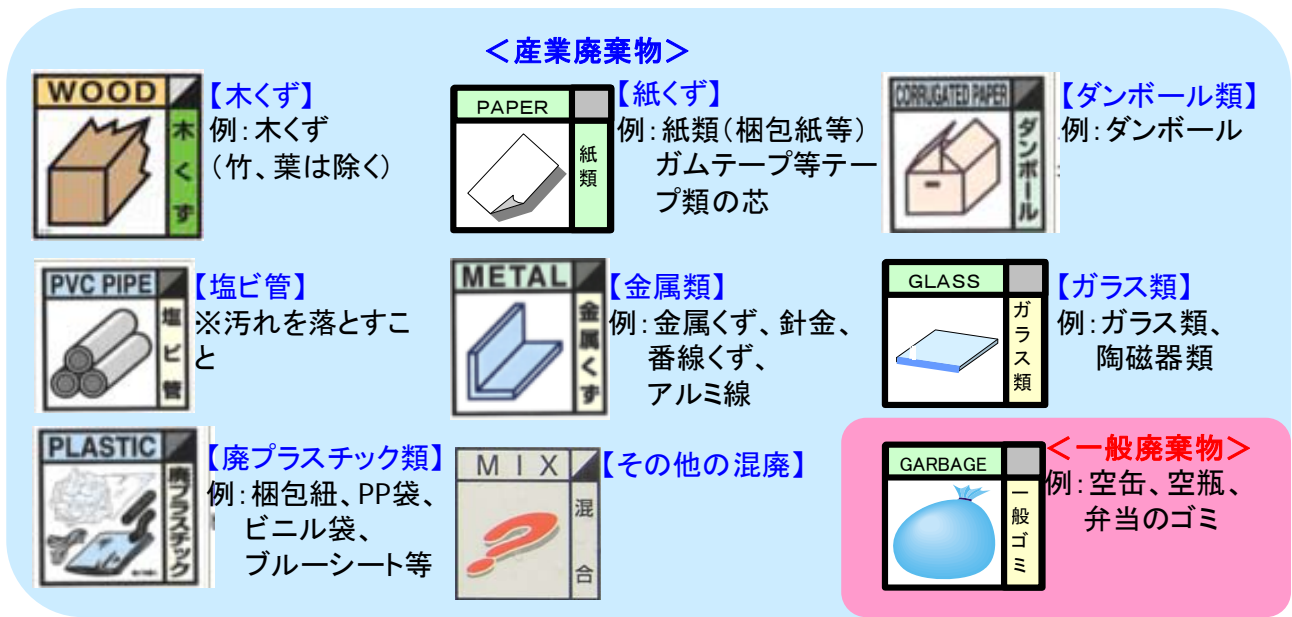


図 11 分別シールの例

なお、「一般廃棄物」とは、建設工事によって発生する『**産業廃棄物**』以外の廃棄物を指し、食事の際のゴミ、飲料品の空き缶、空き瓶等のことです。

食事のゴミ、飲料品の空き缶、空き瓶等の一般廃棄物は、建設廃棄物と区分するため、別途ゴミ箱を設置し、一般廃棄物として、処分が必要です。

一般廃棄物の容器の設置が困難な場合は、各自ゴミを持ち帰り、建設廃棄物として廃棄しないよう徹底します。

なお、分別容器は、廃棄物のストックヤードの広さや廃棄物の発生状況を踏まえ、より現場の実態にあった容器を選択します。



【小型コンテナ(1m³)】



【フレコンバックと分別用ボックス】

3. 現場分別を実施する上での留意事項

現場分別を行うにあたり、以下の点に留意が必要です。

- 工種、現場の状況によって、保管場所の確保が難しい場合は、適宜、分別品目の種類、品目数を変えます。また、カートの設置が困難な場合は、カートの代わりに麻袋等を用いてもかまいません（ただし、風等によって飛ばされないような対策が必要です。また、品目表示を明確にし、品目を混合しないような注意が必要です）。
- 排出にあたっては、収集運搬車両が過積載とならないよう、カートからあふれないようにする必要があります。
- 廃棄物の散乱防止等のため、分別カートにはシート、もしくはネットをかけることが有効です（雨水の浸入防止を図るため、シートの方がより可）。
- 現場で分別する品目を、分別容器に張り出すことによって、分別回収はしやすくなります。また、よく排出される品目、名称だけでは良くわからない品目等については、写真付きで張り出すと、より分別回収しやすくなります。



図 12 写真を用いた表示例

参考：東京都「住宅建設リサイクルマニュアル《解体工事編》」

- 中間処理施設によって、各品目の受入基準が異なることがあります。したがって、現場分別を行う際には、廃棄物を搬出する産廃処理業者と協議の上、よりリサイクル率を高めるよう、分別品目区分表を確定します。
- 一般廃棄物の収集運搬には、業許可が必要になります。収集運搬を委託する際には、一般廃棄物の収集運搬の業許可保有状況を確認します。また、一般廃棄物に関しては、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負うことになっていますので、各市町村にご相談下さい。

【土木工事】建設副産物現場品目区分表

種類	廃棄物処理法施行令で定められた産業廃棄物	小分類	備考(工から排出される産業廃棄物の具体的な例、および近畿地域における施設情報(◆)など)
建設副産物	建設発生土		土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの スクラップ等他人に有償で売却できるもの
	有価物	金属くず	
	がれき類	コンクリート塊	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物①コンクリート破片、②アスファルト・コンクリート破片③レンガ破片 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なる場合がある。 ◆破碎施設(福井県:37件、滋賀県:32件、京都府:51件、大阪府:49件、兵庫県:98件、奈良県:24件、和歌山県:34件)※1 ◆破碎施設(福井県:37件、滋賀県:32件、京都府:51件、大阪府:49件、兵庫県:98件、奈良県:24件、和歌山県:34件)※1 ◆再生施設(福井県:10件、滋賀県:6件、京都府:17件、大阪府:16件、兵庫県:26件、奈良県:4件、和歌山県:4件)※1
		アスファルト・コンクリート塊	
	汚泥		含水率が高く微細な泥状の掘削物(掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態、具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水) ◆処理施設(福井県:4件、滋賀県:0件、京都府:2件、大阪府:9件、兵庫県:9件、奈良県:1件、和歌山県:8件)※1
	木くず	建設発生木材	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には、型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、伐根・伐採材、木造解体材など) ◆建設発生木材・木くず・伐木材・・・最終的な搬出先:バイオエタノール関西(サーマルリサイクル)・大阪府堺市 ◆チップ化施設(福井県:13件、滋賀県:11件、京都府:12件、大阪府:21件、兵庫県:30件、奈良県:7件、和歌山県:14件)※1 ◆焼却施設(福井県:3件、滋賀県:2件、京都府:1件、大阪府:4件、兵庫県:4件、奈良県:1件、和歌山県:3件)※1
		広域認定木材	◆パーティクルボード・・・日本フオバン工業㈱・自社製品・再生費4,500円/m ³ ・運送費は別途要・大阪府堺市※2 ◆パーティクルボード・合板・プレカット材・・・大倉工業㈱(自社で製造・販売したもの)・処分費は排出先負担なし・運送費は別途要・香川県三豊市※2
	産業廃棄物	廃プラスチック	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類 【注】廃プラスチックについては、中間処理施設毎に受入品目・基準が異なるため、取引先の中間処理業者へ確認する。 ◆処理施設(福井県:5件、滋賀県:1件、京都府:4件、大阪府:3件、兵庫県:2件、奈良県:1件、和歌山県:2件)※1 PPバンド、ビニールシート、窓スプールなど 梱包ビニールなど プレート、長尺シートなど 発砲ポリスチレン・・・積水化成工業㈱(積水化成工業製品(TYKフォーム等))・処理費は別途見積・奈良県天理市※2
		塩ビ管・継ぎ手 非塩ビ系廃プラスチック 軟質廃プラスチック 硬質廃プラスチック 広域認定発砲ポリスチレン	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く)、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず、廃石膏ボード 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なる場合がある。 ◆処理施設(福井県:6件、滋賀県:4件、京都府:3件、大阪府:3件、兵庫県:3件、奈良県:1件、和歌山県:3件)※1 石膏ボード・・・吉野石膏㈱(自社製品の廃棄)・再生費:10,000円/t・収集運搬費は別途・兵庫県高砂市、加古川市、富山県富山市※2 石膏ボード・・・チヨダウーテ㈱(自社製品の廃棄)及び解体廃材の受入も可)・再生費:10,000円/t・収集運搬費は別途・大阪府貝塚市※2
		広域認定廃石膏ボード	
	金属くず	分別した金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安扉くず 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なるため、取引先の中間処理業者へ確認する。
	紙くず	ダンボール 分別した紙くず	工作物の新築、改築、除去に伴って生じる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず) 再生紙としてマテリアルリサイクルされる場合によっては有価物となる可能性がある 再生紙としてマテリアルリサイクルされる
	繊維くず		工作物の新築、改築、除去に伴って生じる繊維くず(具体的には廃ウエス、縄、ロープ類) 【注】合成樹脂は廃プラスチックへ分類する。
	廃油		防水アスファルト(タールピッチ類)、アスファルト乳剤等の使用残さ、油の染み付いたウエス
ゴムくず		天然ゴムくず 【注】合成樹脂は廃プラスチックへ分類する。	
特別管理産業廃棄物	廃石綿等	【特別管理産業廃棄物】とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 飛散性アスベスト廃棄物	
混合廃棄物		◆選別・破碎・圧縮施設(福井県:11件、滋賀県:1件、京都府:10件、大阪府:26件、兵庫県:11件、奈良県:7件、和歌山県:8件)※1 ◆焼却・減容施設(福井県:3件、滋賀県:2件、京都府:1件、大阪府:2件、兵庫県:1件、奈良県:1件、和歌山県:0件)※1	
可燃性混合廃棄物	燃料化可能な廃棄物(RPF原料)	可燃性(紙くず、廃プラ、繊維くず、木くず)の混在 ◆紙くず・廃プラ・繊維くず・木くず・・・最終的な搬出先:王子製紙(サーマルリサイクル)	
不燃性混合廃棄物		不燃性(がれき類・ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず・金属くずなど)の混在	

【補足説明】 広域認定制度・・・メーカー等が環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの(製品端材・梱包材等)を広域的に回収し、製品原材料等にリサイクル又は適正処理をする制度(環境省HP:www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki)

【出典】 ※1 建設副産物実態調査(H17)、※2 建築業協会HP

【新築工事】建設副産物現場品目区分表

種類	廃棄物処理法施行令で定められた産業廃棄物	小分類	備考(工事から排出される産業廃棄物の具体的な例、および近畿地域における施設情報(◆)など)
建設発生土			土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの
	有価物	金属くず	スクラップ等他人に有償で売却できるもの
がれき類			工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物①コンクリート破片、②アスファルト・コンクリート破片③レンガ破片 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なる場合がある。
		コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	◆破砕施設(福井県:37件、滋賀県:32件、京都府:51件、大阪府:49件、兵庫県:98件、奈良県:24件、和歌山県:34件)※1 ◆破砕施設(福井県:37件、滋賀県:32件、京都府:51件、大阪府:49件、兵庫県:98件、奈良県:24件、和歌山県:34件)※1 ◆再生施設(福井県:10件、滋賀県:6件、京都府:17件、大阪府:16件、兵庫県:26件、奈良県:4件、和歌山県:4件)※1
汚泥			含水率が高く微細な泥状の掘削物(掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態、具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水) ◆処理施設(福井県:4件、滋賀県:0件、京都府:2件、大阪府:9件、兵庫県:9件、奈良県:1件、和歌山県:8件)※1
木くず			工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には、型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、伐根・伐採材、木造解体材など) ◆建設発生木材・木くず・伐木材・・・最終的な搬出先:バイオエタノール関連(サーマルリサイクル)・大阪府堺市 ◆チップ化施設(福井県:13件、滋賀県:11件、京都府:12件、大阪府:21件、兵庫県:30件、奈良県:7件、和歌山県:14件)※1 ◆焼却施設(福井県:3件、滋賀県:2件、京都府:1件、大阪府:4件、兵庫県:4件、奈良県:1件、和歌山県:3件)※1
		建設発生木材 広域認定木材	◆パテイルボード・・・日本パテイル工業㈱・自社製品・再生費4,500円/m3・運送費は別途要・大阪府堺市※2 ◆パテイルボード・合板・プレカット材・・・大倉工業㈱(自社で製造・販売したもの)・処分費は排出先負担なし・運送費は別途要・香川県三豊市※2
産業廃棄物	廃プラスチック		廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類 【注】廃プラスチックについては、中間処理施設毎に受入品目・基準が異なるため、取引先の中間処理業者へ確認する。 ◆処理施設(福井県:5件、滋賀県:1件、京都府:4件、大阪府:3件、兵庫県:2件、奈良県:1件、和歌山県:2件)※1
		塩ビ管・継ぎ手	PPバンド、ビニールシート、笠スプーンなど
		非塩ビ系廃プラスチック	梱包ビニールなど
		軟質廃プラスチック	壁クロス、長尺シートなど
		硬質廃プラスチック	ビニール系床材・・・インテリアフロア工業会(接着剤や塗料等なし・異物混入なし)・回収方法や契約方法によって処理費が異なる・岐阜県海津郡南濃町※2
		広域認定ビニール系床材	発砲ポリスチレン・・・積水化成製品工業㈱(積水化成工業製品(TYKフォーム等))・処理費は別途見積・奈良県天理市※2
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		発砲ポリスチレン・・・(株)ISP・(異物混入なし)・処理費用80円/m3+運搬費別途(認定運送業者)・兵庫県たつの市※2 プラスチック容器・・・(株)前田製作所(異物混合なし)・広域認定制度を使用した収集運搬処理費は0円(前田指定運搬業者利用)※2
			ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く)、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず、廃石膏ボード 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なる場合がある。
		廃石膏ボード	◆処理施設(福井県:6件、滋賀県:4件、京都府:3件、大阪府:3件、兵庫県:3件、奈良県:1件、和歌山県:3件)※1
		広域認定廃石膏ボード	石膏ボード・・・吉野石膏㈱(自社製品の廃棄)・再生費:10,000円/t・収集運搬費は別途・兵庫県高砂市、加古川市、富山県富山市※2
		広域認定岩綿吸音板	石膏ボード・・・チヨダウーテ㈱(自社製品の廃棄)及び解体廃材の受入も可)・再生費:10,000円/t・収集運搬費は別途・大阪府貝塚市※2
		広域認定軽量気泡コンクリート(ALC)	岩綿吸音板・・・大建工業㈱(自社製品)と大建工業㈱が、OEM供給している松下電工㈱製品)・廃材の状況により再生費が異なる・岡山県岡山市※2 ALC・・・旭化成建材㈱(新築改築現場からの自社製品の廃材)・費用:40,000円～/1車・岐阜県瑞穂市※2
		広域認定ロックウール	ALC・・・クリオン㈱(自社製品)・愛知県尾張旭市※2 ALC・・・住友金属鉱山シボレックス㈱(自社製品の廃棄)・費用:7,000円/t + 運搬費・三重県亀山市※2
		広域認定グラスウール	ロックウール・・・JFEロックファイバー㈱(ロックウール以外の異物を取り除いた物)・再生費用:7円/kg+運送費・岡山県倉敷市※2 グラスウール・・・(株)マツ(異物の混合不可)・処理費:40円/kg+運送費・岐阜県不破郡垂井町※2
		広域認定グラスウール	グラスウール・・・パラマウント硝子工業㈱(他社製品の一部混入可)・再生費:50,000円/t+運送費別途・解体材:条件・費用等別途協議・三重県鈴鹿市※2 グラスウール・・・旭ファイバーグラス㈱(自社製品)・再生費:40,000円/t+運送費別途・神奈川県高座郡寒川町・福岡県北九州市若松区※2
		広域認定ケイ酸カルシウム板	ケイ酸カルシウム板・・・日本インシュレーション㈱(自社製品)・再生費:1,740円/m3+運送費別途・岐阜県瑞穂市/三重県いなべ市※2 ケイ酸カルシウム板・・・(株)エーアンドエーマテリアル(自社製品)・再生費:25,000円+運送費別途・大阪府高槻市※2
金属くず	分別した金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なるため、取引先の中間処理業者へ確認する。	
紙くず			工作物の新築、改築、除去に伴って生じる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず、マスキングテープなど)
		ダンボール 分別した紙くず	再生紙としてマテリアルリサイクルされる場合によっては有価物となることがある 再生紙としてマテリアルリサイクルされる
繊維くず			工作物の新築、改築、除去に伴って生じる繊維くず(具体的には廃ウエス、縄、ロープ類)
特別管理産業廃棄物	廃石棉等		【特別管理産業廃棄物】とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 飛散性アスベスト廃棄物
混合廃棄物			◆選別・破砕・圧縮施設(福井県:11件、滋賀県:1件、京都府:10件、大阪府:26件、兵庫県:11件、奈良県:7件、和歌山県:8件)※1 ◆焼却・減容施設(福井県:3件、滋賀県:2件、京都府:1件、大阪府:2件、兵庫県:1件、奈良県:1件、和歌山県:0件)※1
可燃性混合廃棄物	燃料化可能な廃棄物(RPF原料)		可燃性(紙くず、廃プラ、繊維くず、木くず)の混在 ◆紙くず・廃プラ・繊維くず・木くず・・・最終的な搬出先:王子製紙(サーマルリサイクル)
不燃性混合廃棄物			不燃性(がれき類・ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず・金属くずなど)の混在

【補足説明】広域認定制度・・・メーカー等が環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの(製品端材・梱包材等)を広域的に回収し、製品原材料等にリサイクル又は適正処理する制度(環境省HP: www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki)

【出典】 ※1 建設副産物実態調査(H17)、※2 建築業協会HP

【解体工事】建設副産物現場品目区分表

種類	廃棄物処理法施行令で定められた産業廃棄物	備考(工事から排出される産業廃棄物の具体的な例、および近畿地域における施設情報(◆)など)	
建設副産物	建設発土	土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの 港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの	
	有価物	スクラップ等他人に有償で売却できるもの	
	がれき類	金属くず	
		コンクリート塊	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物①コンクリート破片、②アスファルト・コンクリート破片③レンガ破片 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なる場合がある。 ◆破砕施設(福井県:37件、滋賀県:32件、京都府:51件、大阪府:49件、兵庫県:98件、奈良県:24件、和歌山県:34件)※1 ◆破砕施設(福井県:37件、滋賀県:32件、京都府:51件、大阪府:49件、兵庫県:98件、奈良県:24件、和歌山県:34件)※1
		アスファルト・コンクリート塊	◆再生施設(福井県:10件、滋賀県:6件、京都府:17件、大阪府:16件、兵庫県:26件、奈良県:4件、和歌山県:4件)※1
	汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物(掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態、具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水) ◆処理施設(福井県:4件、滋賀県:0件、京都府:2件、大阪府:9件、兵庫県:9件、奈良県:1件、和歌山県:8件)※1	
	木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には、型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、伐根・伐採材、木造解体材など) ◆建設発生木材・木くず・伐木材・・・最終的な搬出先:バイオエタノール関西(サーマルリサイクル)・大阪府堺市 ◆チップ化施設(福井県:13件、滋賀県:11件、京都府:12件、大阪府:21件、兵庫県:30件、奈良県:7件、和歌山県:14件)※1 ◆焼却施設(福井県:3件、滋賀県:2件、京都府:1件、大阪府:4件、兵庫県:4件、奈良県:1件、和歌山県:3件)※1	
	産業廃棄物	建設発生木材	
		廃プラスチック	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類 【注】廃プラスチックについては、中間処理施設毎に受入品目・基準が異なるため、取引先の中間処理業者へ確認する。 ◆処理施設(福井県:5件、滋賀県:1件、京都府:4件、大阪府:3件、兵庫県:2件、奈良県:1件、和歌山県:2件)※1
		塩ビ管・継ぎ手 軟質廃プラスチック 梱包ビニールなど 硬質廃プラスチック	スウィッチ、コンセントなど
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く)、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず、廃石膏ボード 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なる場合がある。 ◆処理施設(福井県:6件、滋賀県:4件、京都府:3件、大阪府:3件、兵庫県:3件、奈良県:1件、和歌山県:3件)※1	
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安扉くず 【注】中間処理施設毎に受入品目・基準が異なるため、取引先の中間処理業者へ確認する。	
	紙くず	工作物の新築、改築、除去に伴って生じる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず) 再生紙としてマテリアルリサイクルされる場合によっては有価物となることもある 再生紙としてマテリアルリサイクルされる	
	特別管理産業廃棄物	揮発油類、灯油類、軽油類 トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器 飛散性アスベスト廃棄物 ◆選別・破砕・圧縮施設(福井県:11件、滋賀県:1件、京都府:10件、大阪府:26件、兵庫県:11件、奈良県:7件、和歌山県:8件)※1 ◆焼却・減容施設(福井県:3件、滋賀県:2件、京都府:1件、大阪府:2件、兵庫県:1件、奈良県:1件、和歌山県:0件)※1	
	混合廃棄物	可燃性(紙くず、廃プラ、繊維くず、木くず)の混在	
可燃性混合廃棄物	◆紙くず・廃プラ・繊維くず・木くず・・・最終的な搬出先:王子製紙(サーマルリサイクル)		
不燃性混合廃棄物	不燃性(がれき類・ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず・金属くずなど)の混在		

※1 建設副産物実態調査(H17)、※2 建築業協会HP